

組 織 規 程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、当協会の業務の執行のために当協会が設置する機関、役職者及び組織単位、並びにそれらの業務分掌及び決裁権限について定め、当協会の事業の組織的かつ効率的な遂行を図ることを目的とする。

第2章 組織

(組織体制)

第2条 当協会の組織体制は、別表「組織図」のとおりとする。

(機関)

第3条 当協会は、その業務の執行に関して、以下の機関を置く。

(1) 理事会

理事会は、すべての理事をもって構成され、別表「決裁権限一覧」に定める、当協会の重要な業務執行に関する事項を決議する。

(2) 会長及び専務理事（代表理事）

会長及び専務理事は、法令及び定款で定めるところにより、当協会を代表し、その業務を執行する。

(3) 副会長

副会長は、理事会によって理事の中から選定され、会長の職務を補佐する。

(4) 業務執行理事

業務執行理事は、必要に応じて理事会によって理事の中から選定され、理事会の決議によって定められた業務を執行する。

(5) 理事

理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、その職務を執行する。

(6) 監事

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役職者)

第4条 当協会は、その事業を組織的かつ効率的に遂行するため、以下の役職を置く。

(1) 最高事業統括責任者（Chief Executive Officer）

最高事業統括責任者は、会長及び専務理事の指揮の下、当協会の事業の遂行を統括する最高責任者として、当協会の事業全体の計画立案、推進、管理及び調整を行う。また、別表「業務分掌表Ⅰ」に定める一又は複数の室が行う事業の責任者として、当該事業の

遂行を管掌する。

(2) 最高事業遂行責任者 (Chief Operating Officer)

最高事業遂行責任者は、最高事業統括責任者の指揮の下、当協会の事業を遂行する最高責任者又は理事会が随時指定する事業の責任者として、当協会の事業遂行全体又は理事会が随時指定する事業を管掌する。また、別表「業務分掌表Ⅰ」に定める一又は複数の室が行う事業の責任者として、当該事業の遂行を管掌する。

(3) 事業遂行責任者 (Chief Officer)

事業遂行責任者は、最高事業統括責任者（及び最高事業遂行責任者が当協会の事業を遂行する最高責任者である場合には、最高事業遂行責任者）の指揮の下、別表「業務分掌表Ⅰ」に定める一又は複数の部が行う事業の責任者として、当該事業の遂行を管掌する。

(4) ナショナルチームディレクター

ナショナルチームディレクターは、最高事業統括責任者の指揮の下、代表各チームの組成、企画、運営、国内リーグ及び選手所属チームとの調整に関する業務を管掌する。

- 2 当協会は、事業の遂行状況を共有するとともに、事業の計画立案、推進及び管理のための調整・協議を行うため、最高事業統括責任者、最高事業遂行責任者及び事業遂行責任者によって構成される、事業遂行責任者会を置く。

(部・室)

第5条 当協会は、その事業を行うための組織単位として、部・室を置く。

- 2 部には、部の所属員を指揮監督し、当該部の分掌業務を統括する者として、部長を置く。なお、部長のほか、事業遂行責任者の指揮の下、複数の部を統括する者として、統括部長を置くことがある。
- 3 室には、室の所属員を指揮監督し、当該室の分掌業務を統括する者として、室長を置く。

(委員会)

第6条 当協会は、その業務の執行及び事業の遂行を補助するため、以下の委員会を置く。

(1) 特別委員会

特別委員会は、当協会の業務の執行に関し、理事会が定めた特別な目的のために必要に応じて設置され、会長、専務理事又は業務執行理事の指揮により運営される。

(2) 専門委員会

専門委員会は、当協会の業務執行又は当協会が行う事業のうち、専門的な知見等を必要とするものについて設置され、会長、専務理事若しくは業務執行理事又は当該事業に係る事業遂行責任者の指揮により、その立案から遂行までを担当する。

(3) 諮問委員会

諮問委員会は、当協会の業務執行又は当協会が行う事業について必要に応じて設置され、理事会若しくは会長、専務理事若しくは業務執行理事又は当該事業に係る事業遂行責任者若しくは部に対して、専門的見地から助言及び答申を行う。

(アドバイザー・ボード)

第7条 当協会は、より多角的な観点から当協会の目標・戦略や特定の事業に関する意見交換を行い又は助言を受け、当協会の中長期計画の推進に活かすことを目的として、アドバイザー・ボードを置く。

第3章 事業遂行責任者

(選任)

第8条 最高事業統括責任者、最高事業遂行責任者及び事業遂行責任者は、当協会の理事又は職員の中から、理事会の承認を得て、会長又は専務理事が指名する。

(職務遂行)

第9条 最高事業統括責任者は、会長及び専務理事の指揮に基づきその職務を行い、その職務遂行の状況を理事会又は会長及び専務理事に報告する。

- 2 最高事業遂行責任者は、最高事業統括責任者の指揮に基づいて職務を行い、その職務遂行の状況を最高事業統括責任者に報告する。
- 3 事業遂行責任者は、別表「業務分掌表Ⅰ」に定める部の事業の責任者として、最高事業統括責任者（及び最高事業遂行責任者が当協会の事業を遂行する最高責任者である場合には、最高事業遂行責任者）の指揮に基づいて職務を行い、その職務遂行の状況を最高事業統括責任者（及び最高事業遂行責任者）に報告する。
- 4 事業遂行責任者会は、最高事業統括責任者が招集して原則として毎月1回開催し、最高事業統括責任者が議長となる。但し、最高事業統括責任者に事故あるときは、最高事業遂行責任者がこれにあたる。
- 5 最高事業統括責任者、最高事業遂行責任者及び事業遂行責任者は、理事会又は会長若しくは専務理事から、報告、説明又は調査を求められた場合は、これに応じなければならない。

第4章 部・室

(分掌業務)

第10条 当協会が設置する部・室及び各部・各室の分掌業務は、別表「業務分掌表Ⅱ」のとおりとする。

(委員会との連携)

第11条 事業遂行責任者及び部は、その担当する事業について、必要に応じて、諮問委員会に専門的見地からの助言及び答申を求めることができる。

- 2 事業遂行責任者は、その管掌する部及び当該部に関連する委員会が緊密に連携して円滑に事業を遂行できるよう必要な管理及び調整を行う。

第5章 委員会

(選任)

第12条 特別委員会及び専門委員会の委員長は、理事会が選任し、会長が委嘱する。

- 2 特別委員会及び専門委員会の委員は、各委員会の委員長がその活動に必要と認める者を候補者として理事会に諮り、理事会の承認の下、会長が委嘱する。
- 3 諮問委員会の委員は、理事会が選任する。
- 4 諮問委員会の委員長は、諮問委員会の互選により選出し、会長が委嘱する。
- 5 当協会の理事（外部有識者理事を除く。）監事は、原則として、諮問委員会の委員長を兼務することができない。
- 6 委員会の委員長及び委員の任期は、就任の日から1年とする。但し、理事会又は理事会の承認を得て定める規程で特別の定めをした場合はこれに従うものとする。
- 7 委員長又は委員が補欠又は増員により選任又は選出された場合の任期は、前任者又は現任者の残る期間とする。
- 8 委員長又は委員は、その任期が満了しても後任者が選任又は選出される時までには、なおその職務を行う。

(分掌業務)

第13条 当協会が設置する委員会及び各委員会の分掌業務は、別表「業務分掌表Ⅲ」のとおりとする。

(運営)

第14条 各委員会は、別表「業務分掌表Ⅲ」に定められた担当事項について、それぞれ具体的な活動方針を定め、理事会の承認を得なければならない。

- 2 各委員会は、必要に応じて、理事会の承認を得て、当該委員会の運営に関する規則及び業務に関する細則を定めることができる。
- 3 委員長は、理事会又は会長若しくは専務理事から報告、説明又は調査を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 委員長は、委員会の議事録及び活動記録を作成の上、理事会の定め又は会長及び専務理事の指示に従い、会長及び専務理事又は事業遂行責任者に、提出する。

第6章 アドバイザリー・ボード

(構成・選任・運営)

第15条 アドバイザリー・ボードは、10名以内のアドバイザリー・ボード・メンバーによって構成されるものとする。

- 2 アドバイザリー・ボード・メンバーは、理事会が選任し、会長が委嘱する。
- 3 アドバイザー・ボード・メンバーの任期は、就任の日から 1 年とする。但し、理事会で特別の定めをした場合はこれに従うものとする。
- 4 会長及び専務理事は、アドバイザリー・ボード又はアドバイザリー・ボード・メンバーと定期的に意見交換を行い又は助言を受ける機会を設ける。
- 5 アドバイザリー・ボード・メンバーは、理事会の求めに応じて、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。

第7章 決裁権限

(決裁権限)

第16条 当協会の機関及び役職者の決裁権限については、別表「決裁権限一覧」による。

- 2 「決裁権限一覧」に基づく実務上の手続きの詳細については、決裁権限細則に定めることとし、この改廃については、事業遂行責任者会において審議・決定する。

第8章 その他

(外部有識者)

第17条 本規程において「外部有識者」とは、次の各号のいずれにも該当しない者をいうものとする。

- (1) 過去4年間に当協会の役員等若しくは職員であった者又は当協会が加盟する団体の役員等若しくは職員であった者
- (2) 前号に掲げる者の4親等内の親族
- (3) ラグビーフットボールに関し、日本代表としての国際大会への出場経験など特に高い競技実績を有する者又は指導者として特に高い指導実績を有する者

- 2 本規程において「外部有識者理事」とは、現に当協会の理事であってその最初の就任時点において前項各号のいずれにも該当しなかった者をいうものとする。

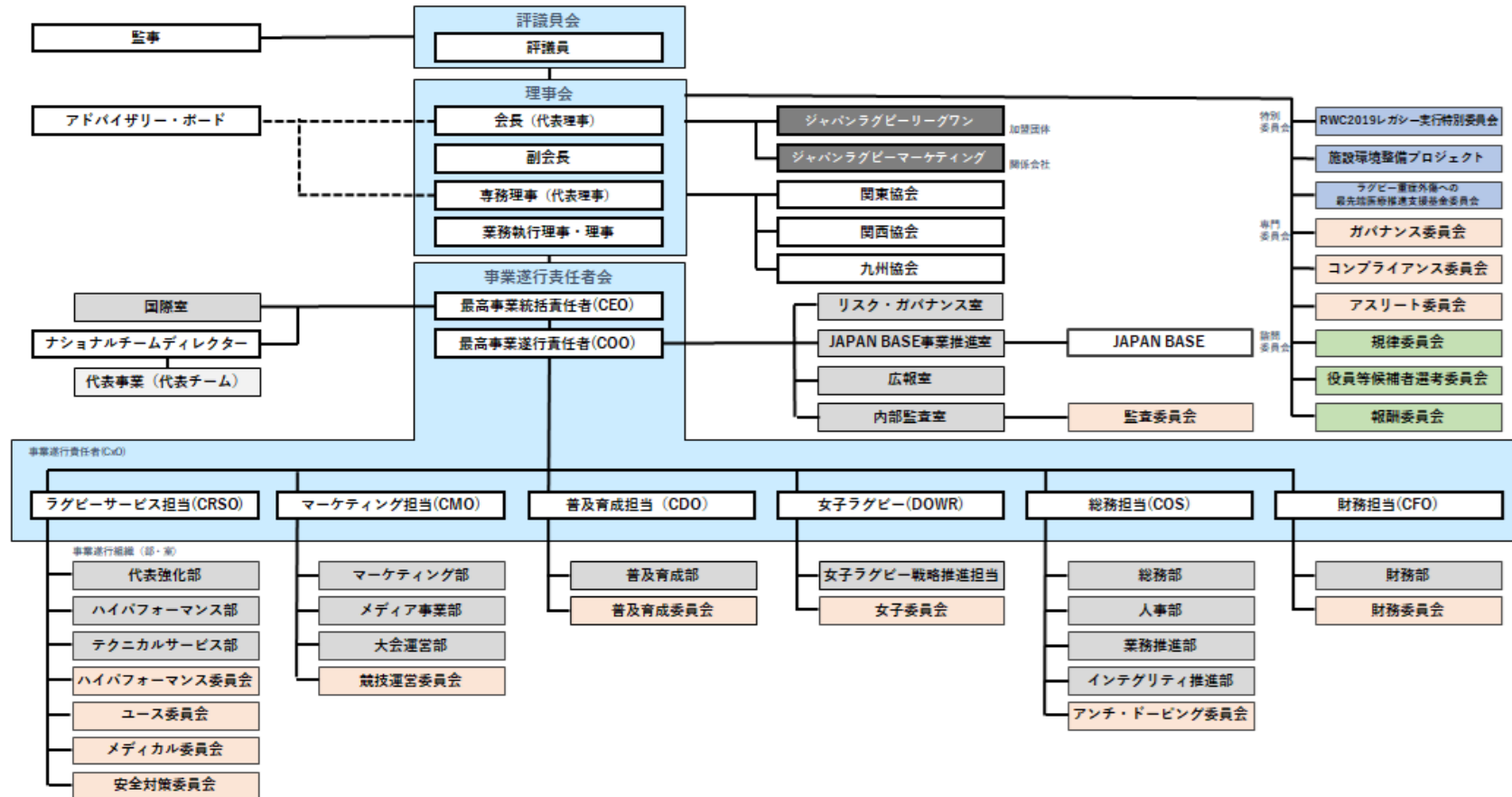
(規程の改廃)

第18条 本規程（別表「組織図」、「業務分掌表Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」及び「決裁権限一覧」を含む。）の改廃は、理事会の決議による。

2020年6月10日 制定
2020年7月1日 施行
2021年8月1日 改正
2021年11月1日 改正
2022年4月1日 改正

2022 年 7 月 1 日 改正
2023 年 4 月 1 日 改正
2023 年 12 月 1 日 改正
2024 年 4 月 1 日 改正
2024 年 8 月 1 日 改正
2025 年 4 月 1 日 改正
2026 年 8 月 1 日 改正

別表 組織図



別表 業務分掌表 I

事業遂行責任者	部・室	委員会
最高事業統括責任者 (CEO/Chief Executive Officer)		
	国際室	
最高事業遂行責任者 (COO/Chief Operating Officer)		
	リスク・ガバナンス室 JAPAN BASE 事業推進室 広報室 内部監査室	監査委員会 (専門)
	CRSO/CMO/CDO/DOWR/COS/CF0	
事業遂行責任者 (ラグビーサービス担当、CRSO/Chief Rugby Service Officer)		
	代表強化部 ハイパフォーマンス部 テクニカルサービス部	ハイパフォーマンス委員会 (専門) ユース委員会 (専門) 安全対策委員会 (専門) メディカル委員会 (専門)
事業遂行責任者 (マーケティング担当、CMO/Chief Marketing Officer)		
	マーケティング部 メディア事業部 大会運営部	競技運営委員会 (専門)
事業遂行責任者 (普及育成担当、CDO/Chief Development Officer)		
	普及育成部	普及育成委員会 (専門)
事業遂行責任者 (女子ラグビー担当、DOWR/Director of Women's Rugby)		
	(女子ラグビー事業戦略推進担当)	女子委員会 (専門)
事業遂行責任者 (総務担当、COS/Chief of Secretariat)		
	総務部 人事部 業務推進部 インテグリティ推進部	アンチ・ドーピング委員会 (専門)
事業遂行責任者 (財務担当、CF0/Chief Financial Officer)		
	財務部	財務委員会 (専門)

別表 業務分掌表 II

部・室	業務説明	担当業務
(1) 国際室	当協会及び日本ラグビーの発展のため、海外組織・団体との連携業務を行う	(a) World Rugby 対応 (b) Asia Rugby 対応 (c) 国際試合に関する業務 (d) 海外対応
(2) リスク・ガバナンス室	健全かつ正常な協会運営を継続するため、適切な管理体制を維持し、協会運営に関わる内部統治を行う	(a) 特別委員会の事務局業務 (b) 中期戦略計画及び年度事業計画に関わる遂行体制のモニタリング及びレポートの作成 (c) 価値基盤に関わる事業の取りまとめ (d) 危機管理・リスク管理に関する業務 (e) ガバナンスコード自己説明及び適合性審査に関する業務 (a) 法務及び契約に関する管理業務
(3) JAPAN BASE 事業推進室	JAPAN BASE の運営管理、事業企画、関連事業に関わる業務全般を行う	(a) JAPAN BASE における運営・管理業務全般 (b) JAPAN BASE における事業・企画、協賛・助成等に関する業務 (c) JAPAN BASE における財務・事業計画・資産管理・経理等、運営支援に関わる管理業務 (d) JAPAN BASE における SNS を含む広報戦略全般に関する業務 (b) JAPAN BASE を活用したハイパフォーマンス、普及、医科学サービス事業の推進と検討
(4) 広報室	メディアを通じたブランディング向上のための各種活動の他、適時の情報開示及び説明責任を果たすための各種活動及び調整を担い、当協会に関わる対外情報の発信、管理業務全般を行う	(a) メディア対応 (b) ニュースリリースに関する業務 (c) 役員原稿に関する業務 (c) 発刊物・機関紙に関する業務
(5) 内部監査室	協会の業務遂行、リスク管理、コンプライアンス、ガバナンスなどについて、中立・独立性を持った立場で、監査・分析し、経営への提言・報告を行う	(a) 内部監査の実施、分析 (b) 内部監査結果に関する経営インプット (d) 内部監査結果に関するフォローアップ状況のモニタリング

部・室	業務説明	担当業務
(6) 代表強化部	代表チームの強化をサポートするため、代表各チームの支援業務全般を行う	(a) 代表活動に関わる予算管理業務 (b) 代表活動のサポート、精算業務 (c) 契約及び保険に関する業務 (d) ユース強化に関する業務 (e) 補助金及び助成金申請に関する業務
(7) ハイパフォーマンス部	国際競技力の向上を図るため、各種計画の策定・プログラムの実装及び各種分析・研究を行う	(a) ハイパフォーマンスプログラムの策定と運用に関する業務 (b) コーチ/レフリーの評価に関する業務 (c) レフリー資格制度の管理及びエリートレフリーに関する業務 (d) エリートコーチに関する業務 (e) 競技規則に関する業務
(8) テクニカルサービス部	競技の安全性や質の向上を図るため、ワールドラグビーの実施する各種方針や計画と連携し、競技そのものの以外の、競技に関わる、各種ファンクションの計画・運営・検証を行う	(a) CC/J0 に関する業務 (b) 用具・人工芝等、競技環境に関連する業務 (c) プレーヤーウェルフェア、安全対策に関する業務 (d) トレーニング、エデュケーション、リサーチに関する業務 (e) 選手との契約管理、保険管理、代理人管理に関する業務
(9) マーケティング部	ラグビーファンの拡大と収益最大化を目指して、競技活動に関わるマーケティングの企画、進行、モニタリングに関する業務を行う	(a) スポンサー（協賛）に関する業務 (b) プロパティ管理（商標権・肖像権）に関する業務 (c) 各種関連団体に関する業務（商業的要素を含むもの） (d) 広告代理店対応
(10) メディア事業部	競技映像のプロダクト化と収益最大化を目指して、競技活動に関わる映像制作と管理、放映権に関する業務を行う	(a) 放送権に関する業務 (b) 広告代理店対応 (c) 放送権に紐づく公式映像制作に関する業務
(11) 大会運営部	ラグビーの各種試合・大会において、競技会としての適切な運営と、興行としての各種大会の価値向上を図るため、関係組織と連携しながら、企画・設計・運営・管理業務を行う	(a) 会場運営及び競技管理に関する業務（一部の主催試合については、競技運営委員会、三支部協会、都道府県協会が実務を担う） (b) SPP/ファンエンゲージメントに関する業務 (c) チームサービスに関する業務 (d) 大会に関わる総務及び経理業務 (e) 競技運営委員会、三支部、都道府県協会が実務を担う主催試合の企画・運営管理・各種サポート

(12) 普及育成部	ラグビー関係人口の拡大を目指して、ラグビーの普及と育成に関わる業務全般を行う	(a) プレーヤー・登録者・体験者に関する業務 (b) 三支部及び都道府県協会等との地域連携に関する業務 (c) 国際協力に関する業務 (d) 普及育成委員会に関する業務
(13) 女子ラグビー戦略推進担当	女子ラグビー事業について、包括的に掌握し、事業戦略として業務全般を行う	(a) パスウェイ構築に関する業務 (b) ブランディング・PR 活動 (c) 情報発信に関する業務 (d) リーダーシップ育成に関する業務
(14) 総務部	法人としての各種手続き及び関連法令に準拠した各種機関の運営業務、職場環境の改善・管理、協会資産の管理・保全、安全衛生及び防火防災、その他一般的な総務業務全般を行う	(a) 理事・理事会・評議員会、並びに文書（契約書・稟議書）及び印章の管理に関する業務 (b) 各種関連団体、公益認定に関する業務 (c) 当協会主催式典・表彰等イベントに関する業務 (d) 規程及び規則、座席表を含む職員名簿等の管理に関する業務 (e) 備品及び郵便物（宅配便含む）に関する業務 (f) 安全衛生を含む職場環境改善・セキュリティ・各種保険に関する業務 (g) インナーコミュニケーションに関する業務 (h) 情報セキュリティに関する業務 (i) IT・システムの統括・推進に関する業務
(15) 人事部	当協会における人事及び人材育成、勤務管理を含む労務に関する業務全般を行う	(a) 人事関連規則の運用管理及び組織定員に関する業務 (b) 雇用・採用・退職に関する業務 (c) 異動・運用に関する業務 (d) 人事評価と人材育成に関する業務 (e) ハラスメント対策に関する業務 (f) 給与計算・支払に関する業務 (g) 勤務管理、表彰賞罰を含む労務全般 (h) 社会保険及び労災を含む労働安全衛生に関する業務 (i) 冠婚葬祭・福利厚生に関する業務
(16) 業務推進部	三支部・都道府県協会の窓口としてその連携の推進の他、スポーツ・ラグビー団体、国・自治体との調整業務全般を行う	(a) 三支部及び都道府県協会との連携に関する業務 (b) 地方自治体との連携に関する業務 (c) 各種関連団体に関する業務（総務部担当以外のもの）

	と共に、協会内及び関連法人間（JRLO/JRM）で発生した横断的課題への対応を行う	(d) スクラムジャパンプログラム及び JRFU 基金運営、その他非興行収入に関する業務 (e) 環境サステナビリティに関する業務（D&I、SDGs、LGBTQ+を含む） (f) 事業計画の推進及び支援に関する業務
(17) インテグリティ推進部	選手・指導者・職員への研修など、インテグリティ追求、コンプライアンス遵守に関わる業務全般を行う	(a) インテグリティ向上に関する業務 (b) コンプライアンスに関する業務（コンプライアンス委員会、規律委員会の運営を含む） (c) アンチ・ドーピングに関する業務（アンチ・ドーピング委員会の運営を含む） (d) ガバナンスに関する啓発活動及び研修の実施
(18) 財務部	当協会における財務、会計、資金管理に関する業務全般を行う	(a) 決算に関する業務 (b) 伝票処理及び経理に関わる文書管理 (c) 資産及び現預金管理に関する業務 (d) 資金調達・運用に関する業務 (e) 税務に関する業務 (f) 会計監査に関する業務

別表 業務分掌表 III

1. 特別委員会

委員会	業務
(1) RWC2019 レガシー実行特別委員会	日本協会が定める資金（RWC レガシーに関する資金）の管理等
(2) 施設環境整備プロジェクト	秩父宮ラグビー場の整備、及び日本代表練習グラウンド等の施設環境の整備
(3) ラグビー重症外傷への最先端医療推進支援基金委員会	スポーツ界における最先端医療への研究支援推進の機運を醸成し、重症外傷が発生した際に、選手が最先端の医療を受けるためのネットワークを構築する

2. 専門委員会

委員会	業務
(1) ガバナンス委員会	スポーツ団体ガバナンスコードに沿った当協会のガバナンスに関する監督・提言等
(2) コンプライアンス委員会	コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等
(3) アスリート委員会	アスリートファースト（プレイヤーズファースト）の理念の実現に向けた活動
(4) 監査委員会	内部監査室による内部監査業務の支援・助言等
(5) ハイパフォーマンス委員会	各カテゴリー代表チーム強化に関する助言
(6) ユース委員会	ユース世代がプレーできる環境の改善や整備に関する事項の検討と提言
(7) メディカル委員会	三支部協会及び都道府県医務委員会との連携並びにラグビーに関する医学的支援活動
(8) 安全対策委員会	安全なラグビーの実現のための仕組み・ガイドライン・通達等の策定や安全教育の提供、並びに傷害見舞金制度の運営
(9) 競技運営委員会	日本協会主催の試合・大会の運営及びその支援
(10) 普及育成委員会	支部及び都道府県協会と連携した普及・育成事業の実行・推進（普及育成部の人的サポートを含む）
(11) 女子委員会	女子ラグビー発展及びラグビーにおける女性の地位向上、ジェンダー平等を目指した、女性の指導者・レフリー・役員等の養成、活躍推進策の実施等の環境整備
(12) アンチ・ドーピング委員会	ラグビーが公正に行われ、さらなる発展と普及を支え、ラグビーの社会的価値を守るための、ドーピングの根絶に関わる活動
(13) 財務委員会	各事業遂行における予算執行に関する管理監督及び理事会に対する当協会資産の最大化の提言

3. 諮問委員会

委員会	業務
(1) 規律委員会	「倫理及び処分規程」の解釈及び運用（処分案の答申を含む）
(2) 役員等候補者選考委員会	理事、監事及び評議員を選任する評議員会に理事会が議案として提出する候補者の選考及び答申
(3) 報酬委員会	常勤役員及び事業遂行責任者の個別報酬の内容の決定に関する方針および基本方針、規則および手続の制定、変更等

別表 決裁権限一覧